

第1編 民法総則

序章 民法総論

- 私法の中での民法の位置づけについて、説明することができる。
- 日本の民法典がどのような編別になっているかを理解している。
- 私的自治の原則など私法の一般原則を挙げ、基本的な考え方を説明することができる。

第1章 通則

- 信義誠実の原則（信義則）の考え方について、説明することができる。
- 権利濫用の法理について、具体例を挙げて説明することができる。

第2章 人

第1節 権利能力、同時死亡の推定

- 権利能力の意義について、説明することができる。
- 権利能力の始期（胎児の法的地位を含む）について、説明することができる。
- 権利能力の終期（同時死亡の推定を含む）について、説明することができる。

第2節 意思能力と行為能力

- 意思能力の意義及び意思能力のない者がした意思表示・法律行為の効力について、説明することができる。
- 行為能力制度の趣旨（目的・必要性）について説明し、どのような類型があるかを示し、各類型の要件及び効果について、条文を参照して説明することができる。
- 行為能力制度における、相手方の保護を図るための制度について、条文を参照して説明することができる。

第3節 住所、不在者の財産管理、失踪宣告

- 住所の概念（内容・意義）について、説明することができる。
- 不在者の財産管理の制度の意義及びその概要を説明することができる。
- 失踪宣告の制度の意義及び必要性について、説明することができる。

第3章 法人

- 法人とはどのような制度であり、法人に権利能力を認めるのはなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 法人にはどのような種類があり（社団法人・財団法人、営利法人・非営利法人）、それぞれどのような法律に従って法人の設立が認められるかについて、基本的な考え方を説明することができる。
- 法人の構成員が法人の債務についてどのような責任を負うかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 法人設立の目的が法人の権利義務についてどのような意義を有するかについて、その考え方と問題点の概要を説明することができる。
- 法人の代表機関が行った取引行為や不法行為が法人にどのような効果を及ぼすかを、具体例に即して説明することができる。

第4章 物

- 民法は物をどのように定義し、どのように分類しているか（とくに不動産・動産の区別）、その分類にどのような法的意味があるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 主物と従物とはどのような概念か、従物とされることの具体的効果は何かを、具体例を挙げて説明することができる。
- 元物とは何か、果実（天然果実・法定果実）とは何かを説明し、それぞれ具体例を挙げるすることができる。

第5章 法律行為

第1節 総則

1 法律行為・意思表示総論

- 法律行為及び意思表示の意味を説明し、法律行為の種類を挙げるすることができる。
- 意思表示及び法律行為の解釈に関する考え方（意思主義・表示主義など）について、具体例に即して説明することができる。
- 強行法規・任意法規の意味について説明し、それぞれの具体例を挙げることができ

る。

○慣習とは何か、慣習がどのような場合に効力を有するかについて、説明することができる。

2 公序良俗違反

○公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。

○公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について、具体例に即して説明することができる。

第2節 意思表示

1 心裡留保

○心裡留保の意義及び当事者間における意思表示の効力について、説明することができる。

2 通謀虚偽表示

○通謀虚偽表示の意義及び当事者間における効力について、説明することができる。

○通謀虚偽表示の第三者に対する効力について、具体例を挙げて説明することができる。

3 錯誤

○錯誤にはどのような種類があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。

○錯誤の要件及び効果について、説明することができる。

○動機の錯誤の法的処理について、判例・学説の考え方とその問題点を説明することができる。

4 詐欺・強迫

○詐欺・強迫の要件及び当事者間における効力について、説明することができる。

○詐欺・強迫による意思表示の第三者に対する効力について、説明することができる。

5 消費者契約法における誤認・困惑

- 消費者契約法における意思表示に関する規定の趣旨について、説明することができる。
- 消費者契約法上の取消原因の概要について、条文を参照しながら説明することができる。

6 意思表示の効力発生時期

- 意思表示の効力が発生する時点に関する到達主義と発信主義の違いについて、具体例を挙げて説明することができる。

第3節 代理

1 代理制度総論

- 代理とはどのような制度であるか、またなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体例に即して説明することができる。

2 代理権

- 代理権がどのような根拠に基づいて発生し、その範囲がどのようにして決まるか、また、どのような原因に基づいて消滅するかを説明することができる。
- 自己契約・双方代理とはどのような場合であるか、また、その代理行為の効果がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。

3 代理行為

- 代理人が行った法律行為の効力が誰を基準として判断されるか、またその理由は何かを説明することができる。
- 代理権濫用とはどのような場合を指すか、また、代理権が濫用された場合に、それが代理行為の効力にどのような影響を及ぼすかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。

4 無権代理

- 代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。
- 無権代理行為の相手方が、無権代理人に対して、どのような要件の下でどのような責任を追究することができるかを、具体例を挙げて説明することができる。

5 表見代理

- 表見代理とはどのような制度であり、また無権代理とどのような関係にあるかを、具体例に即して説明することができる。
- 表見代理にはどのような類型があり、本人は、それぞれ、どのような要件の下で、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、各類型の具体例を挙げて説明することができる。

第4節 無効及び取消し

1 総論

- 無効と取消しの基本的な相違について、説明することができる。
- 無効・取消しにより法律行為の効果が認められない場合の基本的な法律関係（履行請求の可否や事実上履行がなされた場合の事後処理等）について、説明することができる。

2 各論

- 無効行為の追認の意味について、具体例を挙げて説明することができる。
- 取り消しうる法律行為・意思表示について、誰が取り消すことができるか、いつまで取り消すことができるかについて、説明することができる。
- 取消しの基本的効果（制限行為能力者の返還義務に関する特則を含む）について、説明することができる。
- 取り消しうる法律行為・意思表示の追認及び法定追認の意義、要件及び効果について、説明することができる。

第5節 条件及び期限

- 条件と期限にはどのような違いがあるか、条件と期限にはどのような種類のものがあるかについて、説明することができる。
- 条件の成就及び不成就の効果について、説明することができる。

○期限の利益にはどのような意味があるかについて、説明することができる。

第6章 期間の計算

○期間の計算の基本的考え方（初日不算入の原則を含む）について、条文を参照しつつ説明することができる。

第7章 時効

第1節 総則

○時効とはどのような制度であり、何のために認められているのかを、具体例を挙げて説明することができる。

○時効完成の効果（援用権の発生、援用権の趣旨、援用の効果、時効の効力）について、説明することができる。

○時効が完成した場合に、その時効を援用することができるのは誰かについて、判例・学説の基本的な考え方と問題点を説明することができる。

○時効の援用権者がその援用権を行使することができないのはどのような場合か、またその理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。

○時効の中断及び停止がどのような制度であるかを説明し、どのような場合に中断、停止が認められるかを、条文を参照しつつ説明することができる。

第2節 取得時効

○取得時効とはどのような制度であり、また、どのような権利がその対象となるかについて説明することができる。

○取得時効の要件について概要を説明し、また、条文を参照しながらその要件の具体的内容を説明することができる。

第3節 消滅時効

○消滅時効とはどのような制度であり、また、どのような権利がその対象となるかについて説明することができる。

○消滅時効の一般的な要件について、説明することができる。

○同一の権利について短期と長期の期間制限が設けられている場合について、その趣

旨、期間の性質（いわゆる除斥期間の概念を含む）及び起算点について、説明することができる。

第4編 親族

第1章 総論

- 血族と姻族の概念を理解し、また親等の意味と数え方を理解している。
- 通常の民事事件に対する家事事件の特徴をふまえて、家事審判、家事調停、人事訴訟という制度の仕組みと概要（調停前置主義を含む）を理解している。
- 身分行為における報告的届出と創設的届出について、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

第2章 婚姻

第1節 婚姻の成立

- 婚姻の成立要件について、その形式的要件と実質的要件を説明することができる。
- 婚姻意思についてどのような考え方があり、それがどのような結論の違いをもたらすかについて、具体例を挙げて説明することができる。
- 婚姻障害の内容と婚姻障害があるにもかかわらず婚姻届が受理された場合の効果を、条文を参照して説明することができる。

第2節 婚姻の効果

- 婚姻の効果（夫婦同氏原則、同居協力義務、成年擬制等）について、その概要を説明することができる。
- 夫婦が婚姻中に取得した財産が夫婦にどのように帰属するかについて、その概要を説明することができる。
- 婚姻費用分担義務について、その概要を、具体例を挙げて説明することができる。
- 日常家事債務の連帯責任について、その具体例を挙げて説明することができる（日常家事債務の範囲外の法律行為が行われた場合の法律関係を含む）。

第3節 婚姻の解消

- 婚姻が解消した場合（配偶者の一方の死亡による場合と離婚の両方を含む）の氏及び姻族関係がどうなるかについて理解している。
- 離婚の手続きの流れ（協議離婚と裁判離婚の関係を含む）を説明することができる。
- 協議離婚の形式的要件と実質的要件を説明することができる。
- 裁判離婚における離婚原因を、条文を参照して説明することができる。

- 有責配偶者からの離婚請求についての判例の変遷と学説の基本的な考え方を説明することができる。
- 財産分与の意味と内容について、財産分与と離婚慰謝料との関係を含めて説明することができる。
- 離婚の場合に、子の親権者及び監護者がどのように決定されるかについて説明することができる。

第4節 婚約、内縁等

- 婚約や内縁が一方的に解消された場合の法律関係を説明することができる。

第3章 親子

第1節 実親子

- 嫡出推定制度の基本的な仕組み（嫡出否認を含む）と、嫡出子と非嫡出子の区別が具体的にどのような効果を伴うかを説明することができる。
- 「推定されない嫡出子」及び「嫡出推定の及ばない子」の意味と法律上の取り扱い（親子関係不存在確認の訴えと嫡出否認の訴えの相違を含む）について説明することができる。
- 認知（任意認知・強制認知）の意義と手続きについて説明することができる。
- 事実と反した認知がなされた場合等、認知の効力が問題とされる場合について、具体例を挙げて、その法律関係を説明することができる。
- 準正という制度の概要を理解している。

第2節 養親子

- 普通養子縁組の成立要件について、未成年養子の場合の特則を含めて説明することができる。
- 普通養子縁組により養子となった者と養親及びその親族との間に成立する関係、並びに実親との関係を説明することができる。
- 協議離縁と裁判離縁の要件について、条文に即して説明することができる。
- 特別養子縁組の成立要件と効果及びその解消について、普通養子縁組との相違を含めて説明することができる。

第4章 親権

- 親権の意義を説明し、また、身上監護権と財産管理権について、その具体例を挙げて説明することができる。
- 婚姻中及び離婚後の親権者が誰であり、親権がどのように行使されるのかについて説明することができる。
- 共同親権者の一方が他方の意思に反して行った親権者としての行為の効力について説明することができる。
- 親権者と子の利益が相反する場合及び複数の子の利益が相反する場合の法律関係（代理権濫用の法理を含む）について、具体例を挙げて説明することができる。
- 親権及び管理権の喪失について、その概要を理解している。
- 婚姻中及び離婚後の夫婦間における子の奪い合いをめぐる問題がどのように扱われるのかを説明することができる。

第5章 後見・保佐・補助

- 未成年後見の開始原因及び未成年後見人の選任とその職務内容の概要を説明することができる。
- 成年後見の開始及び成年後見人の選任とその職務内容の概要を説明することができる。
- 保佐及び補助の開始と、保佐人及び補助人の選任とその職務内容を、条文を参照して説明することができる。

第6章 扶養

- 扶養義務者と扶養義務の順序について理解している。